

# 第三管区海上保安本部公示第11号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年3月14日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (2) 住 所 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

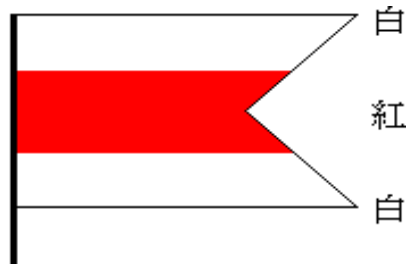
- (1) 区 域 伊豆小笠原諸島海域、小笠原海台周辺海域、南鳥島周辺海域  
(調査範囲図のとおり)
- (2) 期 間 令和7年4月1日から令和7年8月31日

## 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

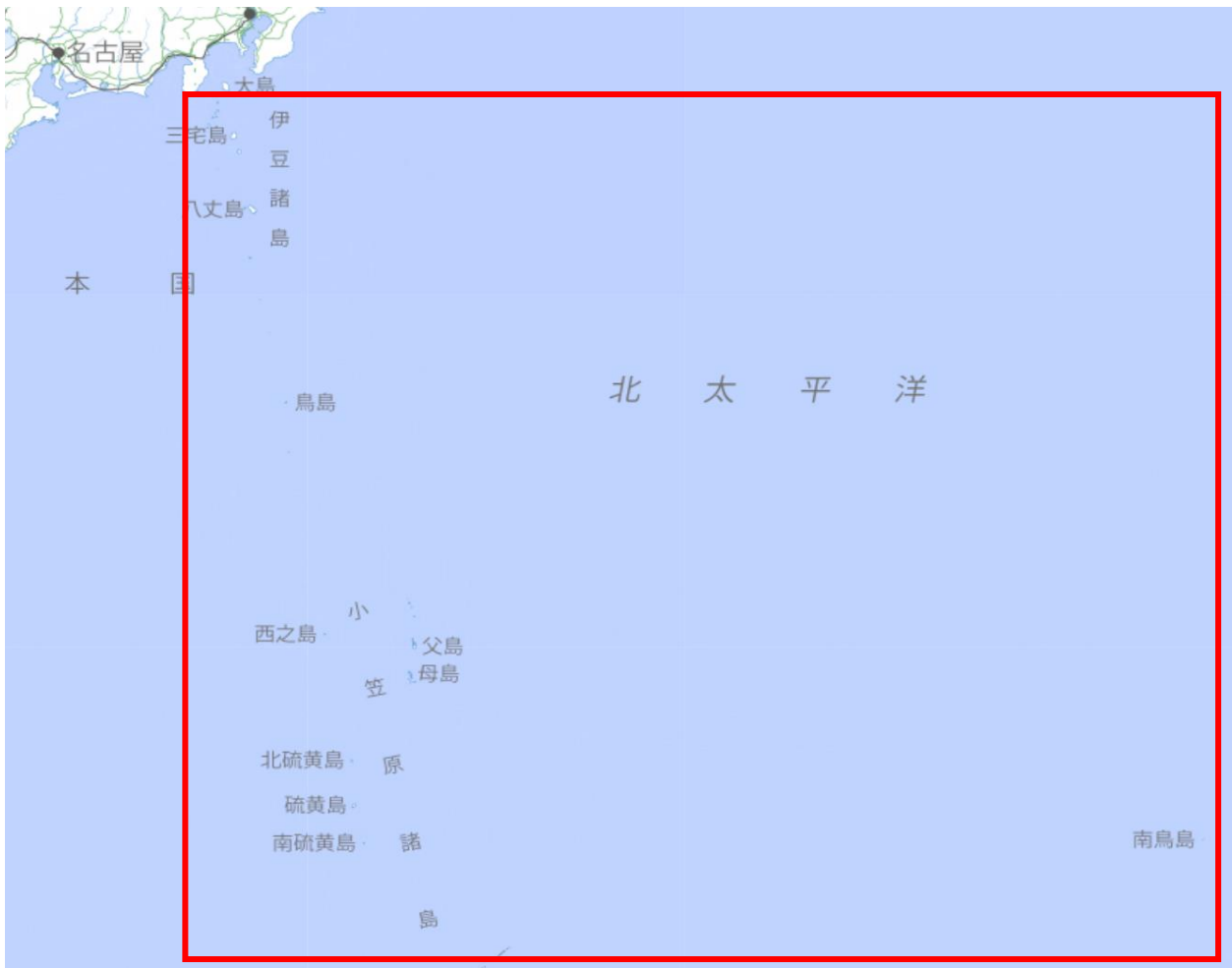
## 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

調査範囲図（陸地は含まない）



海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan  
海しるにて作成

測量区域

